

不服申立て事案答申第 124 号の概要について

1 件名

私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書の一部開示決定に関する件（交通捜査課分）

2 事案の概要

審査請求人は、平成 28 年 10 月 31 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、別表の 1 欄に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が平成 29 年 2 月 23 日付けで別表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、開示された文書以外にも該当の行政文書が存在するとの理由で、開示を求める審査請求を行った。

3 実施機関の一部開示決定の理由

処分庁が審査庁である愛知県公安委員会に提出した弁明書及び反論書によると、次の理由により、処分庁は本件保有個人情報を特定し、一部開示としたというものである。

(1) 弁明書

ア 事実経過

(ア) 自己情報開示請求の受理

平成 28 年 10 月 31 日、処分庁は、審査請求人から

「母親の交通事故及び情報公開に関し、私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書 請求日現在警察本部にて保管のもの」

との自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

(イ) 本件開示請求に係る対象文書の調査

本件開示請求は、審査請求人の母親の交通事故及び情報公開に関して、審査請求人のした苦情・意見・要望・相談の処理経過及び結果に関する文書を求めるものである。

本件開示請求は、愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）内の全所属を対象とするものであり、調査した結果、その対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）が、警察本部交通部交通捜査課（以下「交通捜査課」という。）、警察本部警務部住民サービス課（以下「住民サービス課」という。）及び警察本部地域部通信指令課において存在することが判明した。

(ウ) 交通捜査課における対象文書の調査

交通捜査課は本件開示請求を受けて、本件対象文書のうち、同課が管理する行政文書を調査した結果、犯罪被害者支援活動、警察安全相談等及び苦情の各

業務の処理に関する別表の文書 1（以下単に「文書〇」という。）から文書 7 までの計 7 件 25 枚の行政文書を、本件保有個人情報として特定した。

(エ) 決定期間の延長

前記(イ)のとおり、本件対象文書は 3 所属において存在することが判明し、かつ、その文書量が大量であったことから、処分庁は、開示請求があった日から起算して 45 日以内にその全てについて開示決定等するに当たり、事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが認められたため、条例第 23 条に規定する開示決定等の期限の特例に該当すると判断し、本件開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間を平成 28 年 10 月 31 日から同年 12 月 14 日までとし、残りの保有個人情報について開示決定等する期限を平成 29 年 2 月 23 日までとする決定期間特例通知書を、平成 28 年 11 月 14 日に審査請求人に対して発送した。

(オ) 本件保有個人情報の一部開示決定

本件保有個人情報について、条例第 17 条各号が規定する不開示情報及び条例第 44 条が規定する適用除外情報に該当する部分を不開示とした上で、平成 29 年 2 月 23 日に自己情報一部開示決定をなし、同月 27 日に審査請求人に対して開示した。

イ 本件保有個人情報

(ア) 犯罪被害者支援活動

a 概要

愛知県警察犯罪被害者支援活動実施要領の制定（平成 12 年務警発甲第 36 号）は、現場における被害者（犯罪等による被害を受けた者及びその遺族をいう。）及びその家族（以下「被害者等」という。）に対する支援活動（以下「犯罪被害者支援」という。）の強化を図るため、その実施に関し必要な事項を規定している。

本件開示請求のとおり、審査請求人の母親が被害者となる交通事故（以下「本件交通事故」という。）が発生したことは事実であり、審査請求人は本件交通事故における犯罪被害者支援の対象となる被害者等である。

b 犯罪被害者支援体制

(a) 責任者

自所属における犯罪被害者支援に係る実施状況の把握及び総括的な指導監督を行うことを任とし、警察署にあっては副署長をもって充てる。

(b) 副責任者

(c) で規定する犯罪被害者支援実施責任者と緊密な連携を図り、自所属における犯罪被害者支援の調整を行うことを任とし、警察署にあっては警務課長をもって充てる。

(c) 実施責任者

担当する業務に関し円滑な犯罪被害者支援を実施することを任とし、警

察署にあつては課長（隊長を含み、警務課長及び会計課長を除く。）をもって充てる。

(d) 指導責任者

担当する業務に関する各警察署の犯罪被害者支援の実施状況の把握に努めるとともに、実施責任者等に対する必要な指導等を行うこととし、生活安全総務課、子ども女性安全対策課、少年課、非行集団対策課、地域総務課、刑事総務課、捜査第一課、組織犯罪対策課、交通捜査課及び警備総務課に犯罪被害者指導責任者が置かれている。

c 指導責任者による犯罪被害者支援活動に関する行政文書

指導責任者が、その任務を遂行するにあたり、規定上作成が義務付けられた文書はないものの、その任務の内容及び、必要に応じて文書を作成又は取得することとなる。

交通捜査課においては、交通事故事件捜査統括官及びひき逃げ事件捜査統括官が指導責任者として置かれており、必要に応じて、実施責任者等とともに犯罪被害者支援活動に従事することとなる。

(イ) 警察安全相談等

a 定義

警察安全相談等は、県民から愛知県警察に申出のあった犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穩に係る相談並びに警察行政に係る要望・意見・感謝・激励・事件情報及びこれらに類するものである。

警察安全相談等については、警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程（平成 24 年愛知県警察本部訓令第 4 号。以下「相談規程」という。）及び相談規程の運用（平成 24 年務住発甲第 27 号。以下「相談規程の運用」という。）において、その処理手続等が定められている。

b 処理の流れ

警察安全相談等を受理したときは、速やかに警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票」という。）を作成し、所属長に報告するものとしている。

取扱票は、申出者の氏名、申出内容の要旨、受理時における取扱状況等を記載しており、申出者との会話のやりとりを一言一句記載するものではない。

警察安全相談等については、警察安全相談等を受理した所属において対応するものとしているが、他の所属又は他の行政機関等において対応することが適当と認められる場合については、当該所属又は行政機関等に引き継ぐものとしている。

また、対応の経過又は結果については、警察安全相談等・苦情経過票（以下「経過票」という。）に記録するものとしている。

c 警察安全相談等の処理に係る行政文書

警察安全相談等の処理の過程においては、前記 b のとおり受理時において作成する取扱票、対応の経過又は結果を記載する経過票及び取扱票の索引と

なる警察安全相談等一覧表等を作成し、又は取得する。

(ウ) 苦情

a 定義

苦情とは、職員が職務執行において違法若しくは不当な行為をし、又は相当の行為をしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な執務の態様に対する不平不満をいう。

また、明らかに警察の任務とはいえない事項についての警察職員の不作為を内容として申し出られた苦情、提言及び悲憤慷慨は対象とならない。

苦情には、文書により都道府県公安委員会に苦情の申出ができる苦情申出制度（以下「公安委員会宛苦情」という。）と都道府県警察に直接申出ができる苦情申出制度（以下「警察宛苦情」という。）がある。

b 警察宛苦情

(a) 概要

警察宛苦情は、公安委員会宛苦情以外の都道府県警察に直接申出のあった苦情についても、組織的かつ適切に解決し、警察業務の運営に資すること等を目的として定められた制度であり、相談規程及び相談規程の運用において、その処理手続等が規定されている。

(b) 処理の流れ

i 警察宛苦情の申出を受理したときは、取扱票を作成して、速やかに申出者の氏名、申出内容等を所属長に報告するものとし、所属長は速やかにその内容を愛知県警察本部長（住民サービス課長経由）に報告する。

ii これに対し住民サービス課長は、職務執行に係る業務を主管する警察本部の所属長に通報するとともに、当該職務執行を行った職員の所属が報告元の所属と異なるときは、当該職員の所属長に通報する。

iii 当該苦情については、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属（以下「発生所属」という。）において処理されることとなり、処理の経過又は結果については、経過票に記録する。

iv また、発生所属は苦情に関する事実関係の調査及びそれを踏まえた措置、申出者への通知状況などの苦情の処理結果について、苦情処理結果報告を作成して愛知県警察本部長（住民サービス課長経由）に報告する。

(c) 警察宛苦情の処理に係る行政文書

警察宛苦情の処理の過程においては、前記(b)のとおり受理時において作成する取扱票、処理の経過又は結果等を記録する際に作成する経過票、発生所属が愛知県警察本部長へ苦情の処理結果を報告するために作成する文書及び苦情の索引となる苦情一覧表等を作成し、又は取得する。

ウ 審査請求人の主張についての確認

審査請求人は審査請求書において、開示されていないものとして、

平成 28 年 5 月 11 日及び同年 7 月 11 日に、警察署において、交通捜査課交通事故事件捜査統括官（以下「交通捜査課統括官」という。）と面談した事に関する文書が存在しているので開示を求める。

旨主張している。

この主張について、交通捜査課統括官に確認したところ、要旨以下のとおりの結果であった。

- (ア) 審査請求人の主張する日時及び場所で、交通捜査課の犯罪被害者支援活動の指導責任者として、審査請求人と面談した事実はある。
- (イ) 平成 28 年 5 月 11 日の面談については、警察署の副署長等が同日、審査請求人と面談することを聞き、同席させてもらうこととなった。
- (ウ) 同席の理由は、従前に審査請求人が交通捜査課職員の対応について警察宛苦情を申し立てており、その申立内容の調査結果の伝達と謝罪のためであった。
- (エ) この面談結果については、当該警察宛苦情の処理に関して作成した苦情処理結果報告に記載をした。
- (オ) 平成 28 年 7 月 11 日の面談については、審査請求人の要請により警察署の副署長等と同席はしたが、その内容は交通捜査課に係るものではなく、面談結果は警察署で作成するとのことであったので、交通捜査課としての文書は作成していない。

続いて警察署に確認したところ、要旨以下のとおりであった。

- (ア) 平成 28 年 5 月 11 日及び同年 7 月 11 日の両日とも、交通捜査課統括官及び警察署副署長等が審査請求人と面談した結果は、警察安全相談等として受理し、経過票を作成した。
- (イ) 両日の面談において、審査請求人が申し立てた内容は警察署で対応すべき内容であったため、交通捜査課へは引き継いでいない。

したがって、審査請求人が主張する交通捜査課が管理する交通捜査課統括官との面談結果について、平成 28 年 5 月 11 日分は、起案文書（文書 7）の別添資料として愛知県警察本部長まで報告された文書であり、交通捜査課が管理する警察宛苦情の処理に関する行政文書として、既に審査請求人の本件開示請求に基づき開示している文書である。

また、平成 28 年 7 月 11 日分は、前記交通捜査課統括官及び警察署への確認結果のとおり、警察署において警察安全相談等として受理し、経過票が作成及び管理されているものの、交通捜査課には存在しない文書である。

エ 本件処分の正当性

審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由について、開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める旨の主張をしているが、本件開示請求については、前記で詳述したとおり、交通捜査課は、本件保有個人情報全てを特定した上で審査請求人に開示しており、その手続に誤りはないことから、本件処分は適正になされた処分であり、本件審査請求における請求の主張が失当であ

ることは明らかである。

オ 結語

したがって、審査請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 反論書

ア 平成 28 年 5 月 11 日の面談結果について

平成 29 年 4 月 20 日付け交捜発第 966 号で発出した弁明書で主張したとおり、平成 28 年 5 月 11 日付けの面談結果については、交通捜査課が管理する警察宛苦情の処理に関する行政文書（起案文書（文書 7））の別添資料として、審査請求人の本件開示請求に基づき、既に関示している行政文書であり、交通捜査課において開示した行政文書以外、審査請求人の主張に係る行政文書は存在しない。

イ 平成 28 年 7 月 11 日の面談結果について

弁明書で主張したとおり、平成 28 年 7 月 11 日付けの面談結果については、警察署において警察安全相談等として受理し、管理されている行政文書は存在するものの、交通捜査課では作成していないから、交通捜査課において審査請求人の主張に係る行政文書は存在しない。

ウ 結語

以上のとおり、処分庁は本件開示請求の対象となる行政文書は全て特定し、開示しているものであるから、本件審査請求において審査請求人が開示を求める他の行政文書は存在しない。

4 審議会の結論

処分庁が、本件請求対象保有個人情報 own 自己情報開示請求において、本件保有個人情報 own 情報を特定して一部開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報 own について

処分庁は、本件開示請求に対して、交通捜査課が管理する文書 1 から文書 7 までを特定して、一部開示決定を行っている。

審査請求人は、審査請求書において、開示されるべき文書とは、平成 28 年 5 月 11 日及び同年 7 月 11 日に、警察署において、交通捜査課統括官と面談（以下「2 回の面談」という。）し、苦情・意見・要望・相談をしたことに関する文書である旨の主張をしている。また、反論書において、2 回の面談の全容を記載した文書の開示を求めるとの主張もしている。

したがって、本件審査請求の対象となる内容は、2 回の面談に関する文書の特定についてであると解されることから、当審議会においては、処分庁が行った本件保有個人情報の特定のうち、2 回の面談に関する保有個人情報の特定について誤りがあるか否かを、警察安全相談等及び苦情ごとに以下検討することとする。

(2) 本件保有個人情報の特定について

ア 2回の面談に係る警察安全相談等の記録の存否について

(ア) 相談規程及び相談規程の運用について

当審議会において相談規程及び相談規程の運用を見分したところ、警察安全相談等については、受理した所属において対応し、職員は、対応として何らかの措置を講じたときは経過票を作成するものとされていることが確認された。

(イ) 2回の面談の内容について

a 処分庁の主張について

処分庁によると、審査請求人が主張する2回の面談のいずれについても、交通捜査課職員は同席しているが、警察安全相談等として警察署が受理したものであり、2回の面談において審査請求人が申し出た内容は警察署で対応すべき内容であったので、交通捜査課としての文書は作成していないとのことである。

b 経過票に記載されている面談の内容について

2回の面談の内容を確認するため、当審議会において経過票を見分したところ、2回の面談とも、警察署及び交通捜査課の職員が出席し、警察署による対応の経過及び結果が警察署によって記録されており、記録されている内容は、主に警察署職員に関するものであることが認められた。

(ウ) 2回の面談に係る警察安全相談等の記録の存否について

前記(ア)及び(イ)から、警察安全相談等については、相談規程及び相談規程の運用に、受理した所属において対応し、何らかの措置を講じたときは経過票を作成するものとされていることからすれば、2回の面談のいずれについても、警察署については、対応すべきものとして受理した上で対応し、経過票を作成したが、交通捜査課については、警察安全相談等の対応の記録として経過票を作成していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 2回の面談に係る苦情の記録の存否について

(ア) 相談規程及び相談規程の運用について

当審議会において相談規程及び相談規程の運用を見分したところ、苦情（警察宛苦情をいう。以下同じ。）については、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属において処理し、処理が完結したときは、当該所属長は苦情に関する事実関係の調査結果及び当該結果を踏まえた措置の状況を明らかにした調査結果の報告書を作成するものとされていることが確認された。

(イ) 2回の面談の内容について

a 処分庁の主張について

処分庁によると、平成28年5月11日の面談については、警察署の副署長等が同日、審査請求人と面談することを聞き、交通捜査課統括官が同席した

ものであり、同席の理由は、従前に審査請求人が交通捜査課職員の対応について苦情を申し出ており、その申出内容の調査結果の伝達と謝罪のためであったとのことである。そして、この面談については、交通捜査課統括官が当該苦情の処理に関して作成した警察宛苦情の処理結果（報告）（文書 7 に添付）に記載をしたとのことである。また、平成 28 年 7 月 11 日の面談については、審査請求人の要請により警察署の副署長と同席はしたが、その内容は交通捜査課に係るものではなく、面談結果は警察署で作成するとのことであったので、交通捜査課としての文書は作成していないとのことである。

b 記録されている面談の内容について

(a) 経過票に記載されている面談の内容について

2 回の面談の内容を確認するため、当審議会において 2 回の面談の対応の経過及び結果が記載された経過票を見分したところ、前記ア(イ) b のとおり、2 回の面談とも警察署及び交通捜査課の職員が出席し、記録されている内容は主に警察署職員に関するものであることが認められた。また、交通捜査課職員に関する記載内容は、平成 28 年 5 月 11 日の面談では、主に交通捜査課統括官が審査請求人に対して、証拠品及び事件記録に係る○交通捜査課課長補佐の対応への苦情に関する調査結果を伝えて謝罪したことについてであり、同年 7 月 11 日の面談では、主に警察署職員の対応との比較としての交通捜査課職員の対応についてであることが認められた。

(b) 警察宛苦情の処理結果（報告）（文書 7 に添付）に記載されている面談の内容について

当審議会において文書 7 に添付されている警察宛苦情の処理結果（報告）を見分したところ、平成 28 年 5 月 11 日の面談として、交通捜査課統括官が審査請求人に対して、○交通捜査課課長補佐の対応への苦情に関する調査結果を伝えて謝罪したこと及び当該課長補佐に対して、適切な対応を心掛けるよう指導したことが記録されており、これらは交通捜査課職員の対応への苦情に関するものであることが認められた。しかし、同年 7 月 11 日の面談として、交通捜査課職員への苦情に関する内容は記載されていないことが認められた。

(ウ) 2 回の面談に係る苦情の記録の存否について

前記(ア)及び(イ) b (b) から、苦情については、相談規程及び相談規程の運用に、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属において処理し、処理が完了したときは、当該所属長は苦情に関する事実関係の調査結果及び当該結果を踏まえた措置の状況を明らかにした調査結果の報告書を作成するものとされていることからすれば、平成 28 年 5 月 11 日の面談については、○交通捜査課課長補佐の対応への苦情に関する調査結果を、審査請求人に伝えて謝罪したこと及び当該課長補佐に対して、適切な対応を心掛けるよう指導したことを記載した

警察宛苦情の処理結果（報告）（文書 7 に添付）を交通捜査課は作成したが、同年 7 月 11 日の面談については、交通捜査課に係る内容ではなかったことから、交通捜査課としての文書は作成していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 2 回の面談に係る保有個人情報の特定について

前記ア及びイのとおり、2 回の面談に関する保有個人情報は警察宛苦情の処理結果（報告）（文書 7 に添付）のみであることから、当該保有個人情報の全てを特定したとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、本件保有個人情報の特定に誤りがないことについては、前記(2)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

なお、審査請求人は、交通捜査課が対応すべきことも伝えた、面談の全容を記載した文書の開示を求めると主張するが、苦情等に対応するためにいかなる規程を整備し、苦情等があった場合にはどの所属がどのような文書を作成するかは警察本部において決定すべき事柄であり、当審議会の判断が及ぶところではない。

別表

1 開示請求のあった保有個人情報の内容	2 行政文書の名称
母親の交通事故及び情報公開に関し、私が 苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び 結果がわかる文書 請求日現在警察本部にて保管のもの	文書 1 交通事故に対する被害者支援の実施
	文書 2 交通事故に対する被害者支援の実施
	文書 3 警察安全相談等一覧表
	文書 4 警察安全相談等・苦情取扱票
	文書 5 苦情一覧表
	文書 6 警察安全相談等・苦情取扱票
	文書 7 起案文書